



放課後児童クラブ保護者負担金助成制度のご案内

平成28年度より、所得等に応じて放課後児童クラブ保護者負担金の助成制度を設けます。

1. 手続き

下記区分の対象となる方は、まず、中津市子育て支援課へ中津市児童クラブ保護者負担金助成基準該当確認申請書を提出してください。(郵送可)

2. 助成区分

助成区分	助成上限額	関係部署、決定時期	支払時期
生活保護受給世帯	4,000円/月	【関係部署】社会福祉課保護係 【決定時期】随時	(4~9月分) 10月支払 (10~3月分) 4月支払
児童扶養手当受給世帯	3,000円/月	【関係部署】子育て支援課子ども家庭係 【決定時期】8月現況届提出、審査終了後	
就学援助制度適用世帯	3,000円/月	【関係部署】教育委員会学校教育課 【決定時期】随時	
市民税非課税世帯	3,000円/月	【関係部署】税務課市民税係 【決定時期】当該年度市民税額決定後 ※前年所得に応じて、当該年度課税額は6月決定	

3. 基準額の考え方について

月額から1,000円(おやつ代等実費徴収金相当分)を控除した額を基準額とし、助成区分に応じた上限額まで助成します。

【イメージ図】 月額保護者負担金：5,000円のクラブで児童扶養手当受給世帯の場合



4. 留意事項

- 助成適用は当該年度に限り有効です。
- 兄弟姉妹で児童クラブを利用している場合は、全員の名前を記載して申請してください。
- 延長保育利用料など、毎月の保護者負担金以外は、助成制度はありません。
- 年度途中から該当世帯になられた場合、申請の翌月から適用となります。
- 助成の事項に該当しなくなった場合、速やかに届け出てください。

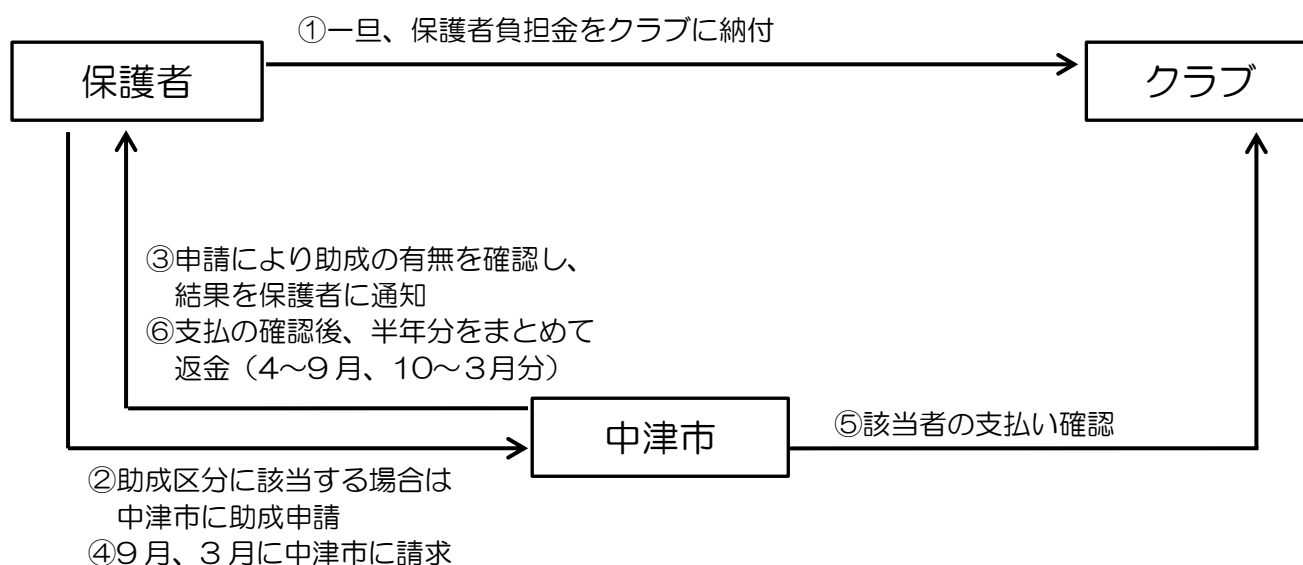
5. 提出先

〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3

中津市役所 子育て支援課子育て支援係 電話 (0979) 22-1129

裏面：事務手続の流れ

事務手続の流れ



①保護者は、一旦、保護者負担金を通常通りクラブへ納入

②助成理由に該当する場合、中津市へ助成申請

③助成の有無を確認し結果を中津市から保護者（以下、「助成対象者」という。）へ通知する。
その際、請求のための関係書類を送付しておく。

④助成対象者は、9月、3月に中津市まで請求書等を提出する。

⑤中津市から各クラブに助成対象者の入金状況を確認

⑥助成該当額を半期分まとめて支払う。（支払時期 10月、4月頃）

